2015年度 民事訴訟法講義 9

関西大学法学部教授 栗田 隆

- 訴え提起後の措置(137条-139条)
- 訴訟係属
- 時効中断の効力(147条)

事件の配点

**地方裁判所 原告 事件の 記点 裁判機関

事件は、予め定められた基準に従って裁判機関に配 点される。裁判機関が、

- 合議体の場合には、そのうちの一人が裁判長と なる。
- 単独裁判官の場合には、その裁判官が裁判長の 職務を行う。

T. Kurita

訴状審査 (<u>137条</u>)

- 訴状を被告に送達する前に、訴状審査をする。
 開話:訴状の内容が被告宛のラブレターである場合には、訴状を被告に送達することなく却下する。
- 訴状送達前の段階では裁判所・原告間の訴訟法 律関係のみが存在することを考慮して、事件の 簡易迅速な処理のために、訴状審査は、裁判長 が行う。

補正の促し (規56条)

- 次の事項について不備がある場合には、補正を 促す。裁判所書記官に命じて補正を促すことも できる(規56条)。
 - a. 訴え提起の手数料相当額の収入印紙の貼付 (民訴費用法3条)
 - b. <u>133条</u>2項所定の事項(必要的記載事項)
 - c. 規則で記載すべきとされている事項(準必要的記載事項) <u>規2条</u>1項、<u>規53条</u>など

T. Kurita

訴状の補正命令と却下命令(137条)

- 原告がaとbについて補正の促しに応じない場合など訴状が補正されるべき状態にある場合には、裁判長は補正命令を発する(137条1項)。
- 原告が補正命令に応じない場合には、裁判長が 訴状を却下する(137条2項)。

T. Kurita

期末試験に出ないほどに簡単な質問

- 補正命令に対して即時抗告をすることができるか
 - 1. 条文(137条)によれば、
 - 2. その理由は、想像するところ、

訴状の送達(138条)

- 訴状審査に合格すると、訴状は、送達(98条以下)という特別な方法で、被告に送り届けられる(138条1項)。規58条1項も参照
- 訴状が送達できない場合には、裁判長は補正命令を発し、補正されなければ訴状を却下する (138条2項・137条)。送達不能の理由の例:
 - 1. 被告の住居所の不明等
 - 2. 送達費用の予納がないこと
 - 3. 被告が日本の裁判権に服さないこと

T. Kurita

第一回期日の指定と期日への呼出し(<u>139</u> <u>条</u>)

- 訴状を却下する場合を除き、裁判長は、速やかに口頭弁論の期日を指定して、当事者を呼び出す(139条)。例外:規60条1項
- 最初の口頭弁論の期日は、特別の事情のある場合を除き、訴え提起の日から30日以内の日に指定しなければならない(規60条2項)。

T. Kurita

期日への呼出しの例 裁判 訴状と ▶ (被告 長 呼出状 期日 を送達 指定 電話で 確認の 「期日の呼出 ファックス 連絡 しを受けた旨 を記載した書 面」94条2項 原告 期日請書 訴訟代理人 T. Kurita

-		
_	 	

答弁書の提出期間の指定と告知(162条)

- 裁判長は、被告の最初の準備書面である答弁書の提出期間を指定する(たとえば、第一回口頭 弁論期日の1週間前)。
- 提出期間の告知は、通常は、期日呼出状に記載 して、訴状副本と共に被告に送達する方法によ り行われる。

T. Kurita

第一回口頭弁論期日前の参考事項の聴取(<u>規</u> <u>則61条</u>) 例示

訴状提出

原告側の聴取を行い、事件の振り分けをある 程度までする。

- 送達の見込み、被告欠席の見込み。
- 被告との事前交渉の状況
- 和解の希望の有無など

被告への訴状送達

必要に応じて、被告側の聴取を行う。

- 第一回口頭弁論期日への出頭の予定
- 和解の希望など

Kurita

訴え提起の効果

- 訴え提起の最大の効果は、裁判所がそれを無視することは許されないということである。裁判所が国民の訴えを無視すること(司法拒絶)は、憲法32条違反である。
- 裁判長が訴状を無視することも、司法拒絶であり、許されない。

•		
-		

訴え提起の効果

	訴状提出の時点 で生ずる効果	訴状が被告に送達され た時点で生ずる効果
実体法上 の効果	期間遵守の効果 (<u>147条</u>)	善意占有者の悪意擬制 (民189条2項)など
訴訟上の 効果	裁判所と原告と の間の訴訟法律 関係の発生	訴訟係属の発生 ●裁判所の審理・裁判義務 ●重複訴訟の禁止(<u>142条</u>) ●当事者照会をなしうる (<u>163条</u>) など

訴訟係属の意義と効果

- 訴状が被告に送達されることにより、訴訟は被告を巻き込んだ新しい段階に入る。この段階に入ったことを「裁判所に訴訟が係属した」という。
- 訴訟係属後は、裁判長ではなくて裁判所が事件 を審理し、判決で裁判する(例外は141条)。 裁判長による訴状却下は、もはや許されない。

T. Kurita

訴訟係属の定義の仕方

- 実質的定義 裁判所が事件について審理・裁 判すべき状態を訴訟係属という。
- 形式的定義 訴状が被告に送達されることにより裁判所と両当事者間に訴訟法律関係が成立し、この法律関係が存続している状態を訴訟係属という。裁判所が事件について審理・裁判すべきことは、訴訟係属の効果の一つである。
- ▶ この講義では形式的定義を用いる。

訴訟係属の発生時期

- 形式的定義に従えば、訴状送達時が訴訟係属の 発生時点であることは、訴訟係属概念の定義の 一部である。
- 実質的定義の下では見解の対立がある。
 - 1. 訴状送達時説 訴状が被告に送達された時とする説。これが現在の通説である。
 - 2. 問題区分説 起訴に結びつけられる個々の 効果から帰結して個別的に論じるべきである とする説。少数説。
 - 3. 訴状提出時説 現在では支持者はいない。

T. Kurita

訴訟係属の移転 (C高等裁判所 上訴 差戻し 移送 A地方裁判所 移送 B地方裁判所 7. Kurita 17

訴訟係属の消滅

- 訴訟係属は、訴えに対して裁判所が応答する必要が確定的になくなった時に消滅する。
 - 1. 訴えに対する判決の確定
 - 2. 訴え却下決定 (<u>141条</u>) の確定
 - 3. 訴えの取下げ(<u>261条</u>・<u>262条</u>) 取下げ前に下された判決で未確定のものは、取下げにより効力を失う。
 - 4. 訴訟上の和解あるいは請求の放棄・認諾の調 書への記載 (267条)

T. Kurita

18

訴訟係属前の訴え却下判決

- 訴状を却下すべき事由はないが、原告の訴えが 被告の主張を聴くまでもなく不適法であること が明白であり、原告の訴訟活動により適法とす ることが全く期待できないときには、
- » 裁判所が訴状を被告に送達することなく訴えを 却下することも許される

T. Kurita

最判平成8年5月28日

X 通算老齢年金の支給裁定 の変更を求める訴え

第一審 請求棄却 控訴審 控訴棄却 最高裁 上告棄却

X — 判決無効確認の訴え → 国

毎第一審が訴状を送達することなく口頭弁論を経ないで訴えを却下し、その判決を被告に送達しないったのは、正当である。

Gurita

時効中断の効果の発生時期(147条)

- 訴えの提起が訴状の提出によりなされる場合には、訴状を裁判所に提出した時(133条)。口頭起訴の場合には、裁判所書記官の面前で訴えの申述をした時(271条)。
- 訴訟中の訴え提起の場合には、訴状に準じた書面が裁判所に提出された時(143条2項、144条3項、145条3項、146条3項、47条2項・52条2項)。
- 被告の応訴行為が裁判上の請求に準じて時効中 断事由となる場合には、被告が自己の権利を明 確に主張した時。

T. Kurita

21

時効中断の根拠

- 権利行使説 断固たる権利主張の態度をとったことにより、彼はもはや権利の上に眠る者ではないことを根拠と見る見解。
- 権利確定説 訴訟物である当該権利が判決の 既判力によって確定されることを根拠と見る見解。時効中断時期が判決確定時とされなかった のは(147条)、訴訟中に時効が完成すること を防ぐ趣旨である。

T. Kurita 22

時効中断の範囲(1)訴訟物をなす権利関係

- 訴訟物をなす権利関係について、訴え提起により原告のために時効中断の効果が生ずる。
- 被告の応訴行為が訴訟物についての自己の権利 主張を含む場合には、応訴行為により被告のために時効が中断する。例:債務不存在確認の訴 えに対して被告が債権を主張して応訴する場合

T. Kurita

時効中断の範囲(2)一部請求の場合

判例の立場

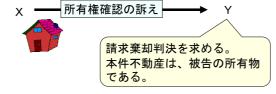
- 明示の一部請求の場合には当該部分のみが訴訟物となり、残部請求も許される。
- 黙示の一部請求の場合には請求権全体が訴訟物となり、請求認容の場合でも残部請求は認められない(既判力の双面性)。
- 上記のことを前提にして、訴訟物となった部分についてのみ、裁判上の請求による時効中断の効果を認める。

時効中断の範囲(3) 先決的法律関係

訴訟物となっていない権利関係が訴訟において 主張された場合には、裁判上の請求に準じた時 効中断効が認められる。

T. Kurita

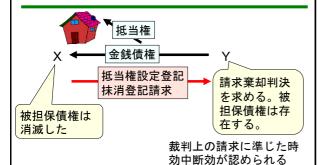
先決的法律関係の例(1)



裁判上の請求に準じた時効 中断効が認められる

T. Kurita

先決的法律関係の例(2)



T. Kurita

9

時効中断の範囲(4)裁判上の催告(1) 訴えの取下げ・却下

- 訴えが却下あるいは取り下げられたときは、時効中断の効果は、当初から生じなかったことになる(民149条)。
- しかし、それでも催告(民153条)以上に強力な権利主張があったことには変わりはなく、この権利主張は、訴えが取下げあるいは却下されるまでは継続的になされており、より強力な中断措置をとるべき6カ月の期間(民153条)の起算点は、訴え取下げまたは却下判決が確定した時とすべきである。

T. Kurita

設例

2000年3月15日

2003年3月 5日

2003年5月14日

6ヶ月以内

2003年11月5日

損害賠償債権発生

X ─ 損害賠償請求の訴え ─ Y

訴え却下

- 時効中断効消滅 (民149条)
- 催告は訴え却下の時まで継続した と見る

再度提起

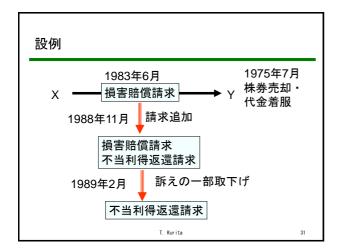
裁判上の催告による時効中断効が維持される(民153条)

urita

時効中断の範囲(4)裁判上の催告(2) 原告の主張しなかった権利関係

原告が明示的に主張しなかつた債権についても、それが訴訟物と密接な関係がある場合(典型的には請求権競合の関係にある場合)には、その債権について裁判上の催告としての時効中断効が認めらる。

(注:旧訴訟物理論を前提にしての議論である)



最判平成10.12.17

- 損害賠償請求と不当利得返還請求とは、基本的な請求原因事実を同じくし、経済的に同一の給付を目的とする関係にある。
- 損害賠償を求める訴訟の係属中は、同額の着服 金員相当額の不当利得の返還を求める権利行使 の意思が継続的に表示されていて、不当利得返 還請求権につき催告が継続していた。
- 不当利得返還請求を追加したことにより、右請求権の消滅時効につき中断の効力が確定的に生ずる。

T. Kurita

明示の一部請求と裁判上の催告 裁判上の請求による 時効中断の有無 1000万円 提訴時に裁判上の催告 としての時効中断を肯定(最判平成25年) 400万円 あり 明示の一部請求部分 し 0円